

鳥取県告示第210号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第249号（鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区分				単位	金額		
陸上競技場	グラウンド	一般利用	一般人	1人1回につき	150円		
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童、中等学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	1時間につき	1,900円
					一般人	1時間につき	2,500円
			入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	9,500円	
				一般人	1時間につき	13,000円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	39,500円	
			入場料等を徴収するとき。		1時間につき	53,000円	
		屋内練習場	一般利用	一般人		1人1回につき	30円
専用利用				1時間につき	300円		
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人	1人1回につき	100円		
		回数券により利用する場合	学生又は一般人	回数券 11枚につき	1,000円		
		1月利用券により利用する場合	学生又は一般人	1人につき	700円		
	専用利用			1時間につき	600円		

	第1研修室		1時間につき	1,700円		
	第2研修室		1時間につき	500円		
	第3研修室		1時間につき	400円		
	第1会議室		1時間につき	200円		
	第2会議室		1時間につき	300円		
	放送室		1時間につき	300円		
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	1,200円
				一般人	1時間につき	1,800円
			入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	3,500円
				一般人	1時間につき	4,800円
		プロ野球	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	23,700円
	入場料等を徴収するとき。		1時間につき	47,400円		
	屋内ピッチング場			1時間につき	80円	
	大会運営室			1時間につき	400円	
第1研修室			1時間につき	200円		
第2研修室			1時間につき	100円		
放送室			1時間につき	300円		
スコアボード			1時間につき	300円		
球技場	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	学生等	全面1時間につき	1,300円
					2分の1面 1時間につき	700円
					3分の1面 1時間につき	500円

		一般人	全面1時間につき	1,900円	
			2分の1面 1時間につき	1,000円	
			3分の1面 1時間につき	700円	
		入場料等を徴収するとき。	学生等	全面1時間につき	7,300円
				2分の1面 1時間につき	3,700円
				3分の1面 1時間につき	2,500円
		一般人	全面1時間につき	9,900円	
			2分の1面 1時間につき	5,000円	
			3分の1面 1時間につき	3,400円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	29,800円	
			2分の1面 1時間につき	15,000円	
			3分の1面 1時間につき	10,000円	
入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	39,700円		
		2分の1面 1時間につき	20,000円		
		3分の1面 1時間につき	13,500円		
補助競技場	学生等	1時間につき	700円		
	一般人	1時間につき	900円		

テニスコート	テニスコート			1コート1時間につき	600円			
	大会運営室			1時間につき	700円			
	研修室			1時間につき	300円			
鳥取県民体育館	メインアリーナ	一般利用	一般人		1人1回につき	50円		
			専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	2,900円	
		2分の1面1時間につき				1,400円		
		3分の1面1時間につき				900円		
		4分の1面1時間につき				700円		
		入場料等を徴収するとき。				全面1時間につき	5,800円	
		営利を目的とする場合				入場料等を徴収しないとき。	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
			2分の1面1時間につき	50,700円				
			入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき			145,000円
			入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき			145,000円
		サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	700円
							2分の1面1時間につき	300円
入場料等を徴収するとき。							全面1時間につき	1,400円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。						入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
				入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき		35,000円
				入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき		35,000円
				入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき		35,000円
トレーニングルーム	一般利用			回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	シャワーを利用しないとき。	シャワーを利用するとき。	一般人	1人1回につき
		学生	100円					
		一般人	300円					
		学生	150円					
		回数券により	シャワーを利用し	一般人	回数券 11	2,500円		

	利用する場合	ないとき。	学生	枚につき	1,000 円	
			一般人		3,000 円	
		シャワーを利用するとき。	学生		1,500 円	
			一般人		2,300 円	
		1 月利用券により利用する場合	シャワーを利用しないとき。	学生		950 円
				一般人		2,800 円
	シャワーを利用するとき。		学生		1,400 円	
			鳥取屋内プール共通利用券 (通年利用) 一般人		1 人につき	5,000 円
		専用利用			1 時間につき	1,700 円
	第 1 研修室				全室 1 時間につき	600 円
					3 分の 1 室 1 時間につき	200 円
	第 2 研修室				1 時間につき	400 円
第 3 研修室				1 時間につき	600 円	
第 4 研修室				1 時間につき	600 円	
視聴覚室				1 時間につき	400 円	
放送室				1 時間につき	300 円	
多目的 広場	学生等				全面 1 時間につき	900 円
					2 分の 1 面 1 時間につき	500 円
	一般人				全面 1 時間につき	1,200 円
					2 分の 1 面 1 時間につき	700 円

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が 1 時間未満若しくは 1 月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に 1 時間未満若しくは 1 月未満の端数があるときは、1 時間又は 1 月として計算するものとする。
- 2 陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、球技場若しくはテニスコートのテニスコートを利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において照明施設を利用するときは、この表に定める利用料の額に(2)オに定める照明使用料の額を加算するものとする。
- 3 鳥取県民体育館のメインアリーナ又はサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において、連続して 3 時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に 100 分の 90 を乗じて得た額

とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 設備利用料等

ア 陸上競技場等

区分		単位	金額	
陸上競技 用器具	競技用器具及び競技運営器具一式（机、椅子、テント、計測器具等）	一式1日につき	4,000円	
	トラック競技用器具（スターティングブロック、ピストル、ストップウォッチ、バトン等）	一式1日につき	300円	
	ハードル競争器具（スターティングブロック、ピストル、ストップウォッチ、ハードル等）	一式1日につき	300円	
	障害物競走器具（ピストル、ストップウォッチ、移動障害物等）	一式1日につき	300円	
	走幅跳・三段跳用器具（距離標識等）	一式1日につき	200円	
	走高跳用器具（支柱、バー、マット、高度計等）	一式1日につき	400円	
	棒高跳用器具（支柱、バー、マット、高度計、ポール等）	一式1日につき	500円	
	砲丸投用器具（砲丸、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式1日につき	300円	
	円盤投用器具（円盤、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式1日につき	300円	
	ハンマー投用器具（ハンマー、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式1日につき	300円	
	やり投用器具（やり、リボンロッド、距離標識、角度標識等）	一式1日につき	300円	
	マラソン競争用器具（距離標識、親時計等）	一式1日につき	500円	
ラグビー用器具（ゴール等）		一式1日につき	300円	
サッカー用器具（ゴール等）		一式1日につき	300円	
野球用器具（カウント表示器、審判用マスク、審判用プロテクター、移動用バックネット等）		一式1日につき	300円	
芝グラウンド用ペイント材		1リットルにつき	300円	
人工芝（1枚2平方メートル）		1枚1回につき	40円	
多目的掲示板		1時間につき	3,300円	
写真判定装置		1時間につき	2,200円	
大型映像装置	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	5,000円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	20,000円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	60,000円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	80,000円
広告加算		1分につき	10,000円	
シャワー室		1回につき	50円	

イ 鳥取県民体育館

区分	単位	金額
----	----	----

バスケットボール用器具（バスケット台、ファール回数表示器等）	一式1回につき	2,000円
バレーボール用器具（支柱、審判台等）	一式1回につき	200円
バドミントン用器具（支柱、審判台等）	一式1回につき	100円
テニス用器具（支柱、審判台等）	一式1回につき	200円
シャワー室	1回につき	50円
電光得点表示板	1回につき	1,000円
椅子	1脚1回につき	10円
長机	1台1回につき	20円
卓球台（卓球台、ネット等）	一式1回につき	100円
ソフトバレー用器具（支柱及びネット）	一式1回につき	100円
インディアカ用器具（支柱及びネット）	一式1回につき	100円
ロングマット	一式1回につき	50円
簡易ステージ	1個1回につき	50円
イベントパネル（ポールを含む。）	1枚1回につき	200円
液晶プロジェクター	一式1回につき	1,800円
資料提示装置	一式1回につき	900円
演台	1台1回につき	200円
ワゴン式音響設備	一式1回につき	2,000円
トランポリン	1台1回につき	300円
体操用床	一式1回につき	2,000円
新体操用マット	一式1回につき	1,000円

ウ 球技場・多目的広場

区分	単位	金額
シャワー室	1回につき	50円

エ テニス場

区分	単位	金額
テニス用器具	一式1回につき	200円
シャワー室	1回につき	50円

オ 夜間照明料及び照明施設の加算使用料

区分		単位	金額	
野球場		30分につき	6,000円	
球技場		30分につき	5,000円	
陸上競技場	全灯（500ルクス）	30分につき	6,000円	
	3分の2点灯（300ルクス）	30分につき	5,000円	
	5分の2点灯（200ルクス）	30分につき	3,000円	
	10分の1点灯（50ルクス）	30分につき	1,000円	
	保安灯	30分につき	500円	
テニス場	テニスコート	全点灯（1,000ルクス）	1面1時間につき	2,000円
		2分の1点灯（500ルクス）	1面1時間につき	1,000円
		4分の1点灯（300ルクス）	1面1時間につき	500円
鳥取県民 体育館	メインアリー ナ	全点灯（1,000ルクス）	全面1時間につき	7,000円
			2分の1面1時間につき	3,500円
		2分の1点灯（500ルクス）	全面1時間につき	3,500円

			2分の1面1時間につき	1,750円
	サブアリーナ	全点灯 (1,000ルクス)	全面1時間につき	1,500円
			2分の1面1時間につき	750円
		2分の1点灯 (500ルクス)	全面1時間につき	750円
			2分の1面1時間につき	350円

カ 冷暖房使用料

区分			単位	金額
鳥取県民体育館	メインアリーナ	冷房	1時間につき	11,000円
		暖房	1時間につき	8,500円
	サブアリーナ	冷房	1時間につき	2,700円
		暖房	1時間につき	2,400円
	視聴覚室	冷房	1時間につき	400円
		暖房	1時間につき	400円
	第1研修室	冷房	1時間につき	300円
		暖房	1時間につき	300円
	第2～4研修室	冷房	1時間につき	300円
		暖房	1時間につき	300円
テニス場	大会運営室	冷房	1時間につき	100円
		暖房	1時間につき	100円
	研修室	冷房	1時間につき	100円
		暖房	1時間につき	100円

キ 設備設置料等

区分	単位	金額
芝グラウンド用ペイント設置	100メートルにつき	500円
人工芝設置	1枚1回につき	90円
サッカー固定式ゴール設置	一式1回につき	1,000円
ラグビー固定式ゴール設置	一式1回につき	1,500円
ソフトボール固定式ポール設置	一式1回につき	500円

2 承認年月日

平成21年3月27日